

入 札 説 明 書

都留市が発注する都留市立病院・介護老人保健施設「つる」日常・定期清掃業務に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和 8 年 7 月 16 日（木）

2 入札に付する対象業務

- （１）業 務 名 都留市立病院・介護老人保健施設「つる」日常・定期清掃業務
- （２）業務場所 都留市つる五丁目地内

3 入札参加資格確認申請書等の提出部数

- （１）入札参加資格確認申請書 1 部
- （２）入札参加確認資料 1 部

4 入札参加資格の確認

入札参加資格を希望する者は、入札公告 2（１）から（８）までに掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い 3（１）から（２）までに掲げる申請書等（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。又、申請書等の確認は受付期限日をもって行うものとする。

（１）申請書等の提出方法

申請書等は、持参すること。郵便又は電送（電子メール又はファクシミリ）によるものは受け付けない。

（２）申請書は様式 1－1 を作成すること。

（３）3（２）の入札参加確認資料は、入札公告 2（３）に掲げる、一般財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度の認定について記載された書面を提出すること。

5 入札参加資格の確認結果通知

令和 8 年 7 月 29 日付け通知する。

6 入札参加資格が無いと認められた者に対する理由の説明

- （１）入札参加資格が無いと認められた者は、5 の入札参加資格の確認結果通知書にその理由を付して通知する。
- （２）入札参加資格が無いと認められた詳細な理由説明を求める場合は、令和 8 年 7 月 30

日（木）午後 5 時までには市長宛書面を財務課契約担当に持参すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。

（3）詳細な理由の説明は、令和 8 年 7 月 31 日（金）までに書面により回答する。

7 申請書等の扱い

（1）申請書等の受付期限日を過ぎての提出は受け付けない。

（2）申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

（3）提出された申請書等は、当方において公表は行うが、無断で使用することはしない。

（4）提出された申請書等は返却しない。

（5）提出期限以降における申請書等の差し替え、又は再提出は認めない。

（6）申請書等の記載方法に関する問合先

都留市 総務部 財務課 契約担当

〒402-8501

山梨県都留市上谷一丁目 1 番 1 号

電話番号 0554-43-1111（内線 224）

8 設計図書の配布

（1）配布日

令和 8 年 7 月 16 日（木）午後 1 時から令和 8 年 7 月 27 日（月）午後 5 時まで

（2）配布場所

ホームページに記載。なお、閲覧に必要なパスワードは照会書を財務課あて提出した後に回答書で回答。

（3）設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合には、次のとおり書面により提出すること。なお、書面は郵送（電子メール又はファクシミリ）により提出すること。

ア 受付期間

令和 8 年 7 月 29 日（水）から令和 8 年 8 月 3 日（月）まで

（午前 9 時から午後 5 時の間。）

イ 受付場所

都留市 総務部 財務課 契約担当

（4）（3）の質問に対しては、質問及び回答書を次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和 8 年 8 月 5 日（水）から入札日の前日まで

（午前 9 時から午後 5 時までの間。）

イ 閲覧場所

都留市 総務部 財務課 契約担当

9 予定価格及び最低制限価格

予定価格 事後公表

最低制限価格 無

10 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時

令和 8 年 8 月 7 日 (金) 午前 10 時から

(2) 場 所

都留市役所 3 階 大会議室

(3) その他

入札にあたっては、都留市長から入札参加資格のあることが確認された旨の通知書の写し及び業務内訳書を持参すること。

11 入札方法

(1) 当該入札の執行回数は 2 回を限度する。

(2) 電送及び郵送による入札は認めないので、指定日時に指定場所に集合すること。

(3) 入札参加資格は、入札の執行に先立ち、入札参加資格があることを確認した旨の通知書の写しを入札執行担当職員に提出すること。

(4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

12 業務内訳書の提出

(1) 入札執行時、第 1 回の入札に際し、業務内訳書を提出すること。

(2) 業務内訳書の様式は、本業務内訳書の様式に準じて作成し、数量、単価及び金額等を明らかにすること。

(3) 業務内訳書は返却しない。

13 その他

(1) 提出した申請書等に虚偽の記載をした業者については、「都留市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づき、以後指名停止を行うことがある。

(2) 入札参加者は、入札心得及び仕様書等を熟読し、これを遵守すること。